

第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会会議録	
日 時	平成30年4月6日（金）午後2時～午後4時まで
開催場所	緑区民文化センター会議室A・B
出席者（敬称略）	石田 麻子、井上 敏正、草加 叔也、平山 孝子、本田 義之（50音順）
欠席者（敬称略）	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者無し）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 会議の公開について 3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項及び業務の基準について (2) 評価基準項目について (3) 予備審査について 4 その他 次回委員会について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に石田委員を選出、委員長職務代理者に草加委員を指名 2 第1回、第2回及び第3回の会議の一部非公開を決定 【非公開部分】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回 公募要項、業務の基準、評価基準項目及び予備審査部分 (2) 第2回 応募団体に対する評価の審議部分 (3) 第3回 応募団体に対する評価の審議部分 <p style="text-align: center;">※公開部分について、応募団体関係者の傍聴は認めない。</p> 3 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公募要項及び業務の基準について 本日の意見をもとに事務局が文言等を追記・修正し、委員長の了承を得て確定 (2) 評価基準項目について (最低基準の決定) <ul style="list-style-type: none"> ・各委員の合計点の6割 ・極端に点数の低い項目(各委員の合計点が2割以下)がある場合 ・財務状況が著しく悪い場合 (評価点が同点となった場合の取扱) 各委員の採点順位がより上位であるものを上位とする (3) 予備審査について <ul style="list-style-type: none"> ・予備審査は応募団体が6団体以上となった場合に実施 ・欠格事項等の確認後、選考対象が6社以上であれば、評価基準項目「6 事業計画」を除いた項目で評価を実施 4 第2回委員会は、平成30年7月20日（金）に開催予定 第3回委員会は、平成30年8月1日（水）に開催予定

議 事

1 委員長及び委員長職務代理者の選出について

委員の互選により委員長に石田委員を選出、委員長から委員長職務代理者に草加委員を指名

2 会議の公開について

(委員長) 公正性を担保するため、第1回目の委員会では公募要項以降の審議部分を、第2回目の委員会では「応募団体に対する評価」の審議部分を非公開とすることによろしいか。

第3回目の委員会では応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開とするが、応募団体の関係者の傍聴は認めない。また、忌憚のない意見交換が行えるよう「応募団体に対する評価」の審議部分については非公開とすることが望ましいと思うがどうか。

(各委員) 異議なし

3 審議案件

(1) 公募要項及び業務の基準について

(事務局) 公募要項及び業務の基準の要旨について説明

(A委員) 天井脱落対策工事の実施年度について、指定管理料の上限額は別途設定するのか。また、公募期間中に工事の詳細は示されるのか。

(事務局) 別途上限額の設定はせず、他の年度と同様の額とすることを考えている。工事の詳細については、工事実施年度の前年に行われる設計により明らかになる予定。

(A委員) ホール休止期間中の区内他施設との連携について、どのような施設と連携することを想定しているのか。

(事務局) 地区センターやコミュニティハウス等の公共施設については現在も連携しており、今後は区内の民間施設との連携も期待している。

(B委員) 公募要項及び業務の基準について、指摘箇所があるので、これらについて内容を検討し、可能な範囲で反映してほしい。

別紙 指摘事項一覧

(事務局) 指摘事項について、事務局にて調整し、適宜公募要項等への反映を行う。

(2) 評価基準項目について

(事務局) 評価基準項目の要旨について説明

(委員長) 最低基準について、以下のとおりでよろしいか。

- ・各委員の合計点の6割
- ・極端に点数の低い項目がある場合（各大項目1～7の小

計において、それぞれ委員の合計点が2割以下の項目が1つでもある場合)

・財務状況が著しく悪い場合

(各委員) 異議なし

(委員長) 評価点が高点となった場合の取り扱いについて、各委員の採点順位において、より上位を獲得している数の多い団体を上位とする方式ではどうか。

(各委員) 異議なし

(B委員) 評価点による順位をつけるのは2位までということでしょうか。

(事務局) 1位は指定候補者、2位は次点候補者となり、3位以降に特別な位置付けはない。ただし、評価点による順位付けは全ての応募団体に対して行い公表する。

(3) 予備審査について

(事務局) 予備審査の要旨について説明

(委員長) 予備審査の選考方法について、応募が6社以上であった場合に、「応募の欠格事項への該当がないか」「財務状況が著しく悪くないか」について確認を行う。その上で選考対象が6社以上となる場合には、提案書類をもとに書類審査による評価を行う。ただし、評価にあたっては、プレゼンテーションによる採点への影響の大きい評価項目「6 事業計画」を除いた項目による評価とし、その結果から5社程度を目安として予備審査の通過とすることでしょうか。

(各委員) 異議なし

(C委員) 評価にあたって、公共施設は営利のみを追求する施設ではないという性格があるが、収入の確保を強めるという姿勢について評価してもよいのか。

(事務局) 公の施設としての特性を踏まえたうえでの収支改善提案については評価する対象と考えていただきたい。

4 その他

第2回委員会は、応募団体が6社以上となった場合に予備審査を行う必要があるため、平成30年7月20日(金)に開催予定とする。

第3回委員会は、第2回の開催有無によらず平成30年8月1日(水)に開催予定とする。

資 料	<p>1 次第</p> <p>2 審議対象資料</p> <p>(1) 横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項（案）</p> <p>(2) 横浜市緑区民文化センター指定管理者業務の基準（案）</p> <p>(3) 横浜市緑区民文化センター指定管理者業務の基準別添資料（案）</p> <p>(4) 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会採点表（案）</p> <p>3 参考資料</p> <p>(1) 横浜市緑区民文化センター指定管理者提案課題及び様式集</p> <p>4 その他資料</p> <p>(資料1) 選定評価委員会名簿</p> <p>(資料2) 緑区民文化センターの指定管理について</p> <p>(資料3) 横浜市区民文化センター条例（抜粋）</p> <p>(資料4) 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</p> <p>(資料5) 横浜市緑区民文化センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(資料6) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）</p> <p>(資料7) 確認書</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成30年度第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会 指摘事項一覧

No.	資料名	ページ	項目	指摘内容	対応
1	公募要項	1	I-1	指定管理者制度の趣旨において、収入増なども考えられることから「経費の節減」という表現では正確ではない。	「行政コストの節減」との表記に修正しました。
2	公募要項	2	I-3-(2) ウ、エ	施設面積に専有部分のみの表記になっているため、共有部分の記載をすべき。 施設内容に2階部分の記載が必要。	共有部分について、別途共用部分配置図資料により範囲を明示します。 2階部分について、音響調整室の表記を追加しました。
3	公募要項	3	I-4-(1)	文化事業に関する業務のうち、「企画立案及び実施の総括については、委託することはできません。」との表記があるが、意味がわかりにくい。	ア（施設の管理に関する業務）と表記を分割し、ウ（文化事業に関する業務）については、「事業の企画立案及び実施の総括を除き委託することができます。」と修正しました。
4	公募要項	4	I-5	指定管理者による管理運営水準に基づく指定管理料の減額について、減額を執行するタイミングはいつか。最終年度の場合の対応はどうか。 減額の基準・手続についてあらかじめ示すべき。	指定管理の運営水準に基づく減額基準を一律に明示することが適当ではなく、業務改善命令による措置（業務の基準P24 4部分）で対応するため、該当部分の表記は削除しました。
5	公募要項	4	I-5	指定管理料の利用料金収入に対する消費税増税分の補てん額について、今回指定管理者が変更した場合にも前々年度の実績をもとに補てんされるのか。	指定管理者が変更となった場合にも、前々年度の実績をもとに補てんを行いますので、その旨の表記を追加しました。
6	公募要項	4	I-5	天井脱落対策工事中の指定管理料の上限額は、通常の年度の上限額と異なるのか。	通常年度の上限額と同額とし、その旨の表記を追加しました。
7	公募要項	4	I-5	賃金水準スライドについて、次回指定管理者が変更となった場合にも1年目から指定管理料への反映が継続して行われるのか。	提案時の人件費資料に基づき、指定管理期間中の2年目以降に適用となるものであり、次期指定管理期間に引き継ぐものではありません。 今回の指定管理者選定には直接影響のないものとして、表記の修正はありません。
8	公募要項	4	I-5-(1)	指定管理料の支払い方法が会計年度払いに読めるため、実際の支払方法についても記載をすべき。	公募要項P4(1)ウにおいて、支払の原則が毎月払いであることを明示しています。
9	公募要項	5	I-5-(5)	小破修繕についての記載があるなら、大破修繕についても記載をすべき。	60万円以上の修繕が市の負担となるため、小破修繕との表記を修繕に修正しました。
10	公募要項	5	I-5-(6) ア	帳簿については当然作成すべきものであり、収入について特記する理由は。	特記する理由はないため、該当部分の表記を削除しました。
11	公募要項	5	I-5-(6) ウ	管理口座は原則1口座としながらも、別の口座を設けて管理するとの表記があるが、なぜか。	指定期間外の利用に係る利用料金収入については、通常の管理口座と分けて管理する必要があります。 なお、表現がわかりにくいため、(6)留意事項から削除し、(2)管理口座において、取り扱いをまとめて表記することとしました。

No.	資料名	ページ	項目	指摘内容	対応
12	公募要項	5	I-5-(6) エ	「施設の公的利用に関し…優先利用、利用料金の減免をすることがあります。」とあるが公的利用とはどのようなものか記載すべき。	優先利用及び利用料金の減免については、すでに規程を設けて運用しており、業務の基準P14、P18に記載していますので、誤解の生じないよう該当部分の表記を削除しました。
13	公募要項	5	I-5-(6) オ	アイデア・ノウハウの一層の活用により「収入に占める指定管理料の割合低減を図ってください。」とあるが、低減することで指定管理者へのインセンティブが働かないのではないかと。	指定管理料以外の収入確保により、相対的に指定管理料の割合を低減するものです。 わかりやすい表記とするため、割合の低減部分については削除し、「指定管理料以外の収入を積極的に確保してください」と修正しました。
14	公募要項	5	I-5-(6) カ	管理組合、施設部会について、用語の説明が不足している。	わかりやすい表記とするため、長津田マークタウン管理組合に表記を統一しました。
15	公募要項	6	I-6-(1)	天井脱落対策工事に伴う利用箇所について、ホワイエや搬入口の利用が可能かどうか明示すべき。	公募時点の仮定として、ホワイエ・搬入口についても使用可とすることとし、利用継続箇所に表記を追加しました。
16	公募要項	6	I-7-(1) ア	公募要項の周知及び公開について、4月25日ではなく、期間として記載すべき。	「4月25日～7月3日」に修正しました。
17	公募要項	6	I-7-(2) ア	「同時期に公開します。」を「同時に公開します。」とすべき。	「同時に公開します。」に修正しました。
18	公募要項	8	I-7-(4) オ	指定管理者の指定について、正式に指定するとは、通知をもってなのか、協定を締結した時なのか。	市会の議決後に区長から行う通知により指定について正式な行政処分となります。 表記については修正ありません。
19	公募要項	9	I-7-(5) ア	法人格がない場合に(シ)～(セ)は用意できないが、その場合にはどうするのか。	法人格がないことにより該当書類の準備ができない場合について、「法人格がない等の理由により、加入の必要がないため…」と表記を修正しました。
20	公募要項	10	I-7-(5) イ	クリップ留めのもの1部については写しなのかわかりにくい。	写し15部の取扱いについて、1部はクリップ留め、14部はファイル綴りであることを明記しました。
21	公募要項	11	I-8	リスク分担について記載をしているが、協定書を案でもよいので示すべき。	協定書(案)を別途HP上で資料として提供します。
22	公募要項	12	I-8	不可抗力による施設の中断等については、市の負担となるように明記してはどうか。	不可抗力による施設・設備の復旧費用については、市の負担に修正しました。 不可抗力による管理運営の中断については、市と指定管理者での協議や調整が必要であることから、分担(協議)としています。
23	公募要項	17	別紙16-(1)	「横浜市芸術文化教育プラットフォーム」について、用語の説明が不足している。	業務の基準P20に説明を記載している旨の表記を追加しました。
24	公募要項	18	別紙1 その他	現指定管理者から応募があった場合、第三者評価結果をもとにどのように評価をするのか。	第三者評価結果に基づき、各委員において、評価点0点を基準として、要求水準を上回った場合に加点、下回った場合に減点を行い、評価を行います。

No.	資料名	ページ	項目	指摘内容	対応
25	業務の基準	11	Ⅱ-4-(5)	AEDの導入について、導入の指定台数を記載すべき。	導入の最低設置台数として2台の表記を追加しました。
26	業務の基準	12	Ⅱ-5-(5)	災害時の指定管理者の対応について、協力要請に応えるとのことであるが、指定管理料への補てん等による身分保障を考慮する必要がある。	災害時の対応状況に応じて、指定管理者と指定管理料の補てんについて協議してまいります。
27	業務の基準	12	Ⅱ-7-(1)	電気主任技術者について、常駐義務があるのか、指定管理者に資格者がいる必要があるのかなど、説明が不足している。	電気主任技術者は、常駐義務がなく、業務委託が可能である旨、表記を修正しました。
28	業務の基準	13	Ⅱ-8-(1)	施設内は全館禁煙だが、敷地内での喫煙も不可なのか。	敷地内での喫煙も不可としていますので、表記を修正しました。
29	業務の基準	13	Ⅱ-8-(2)	水光熱費について、直近の実績などの開示が必要。	緑区のHP上で各年度の事業報告書を掲載しているため、参照先を追加しました。
30	業務の基準	16	Ⅲ-1-(6)	専用駐車場とは、利用者用なのかアーティスト用なのか、職員用なのかわかりにくい。	いずれの駐車場も用意がありませんので、駐車場がないことが明らかになるように表記を修正しました。
31	業務の基準	16	Ⅲ-2-(3)	Wifiアクセスポイントの設置に関しては、指定管理者の負担となるのか。	指定管理者の負担となりますので、その旨の表記を追加しました。
32	業務の基準	18	Ⅲ-5-(3) ア	優先予約として想定されるものはどんなものか、事例があると良い。 また、優先予約は減免となるのか。	緑区のHP上で各年度の事業報告書を掲載しているため、業務の基準P22に文化事業の参照先を追加しました。 優先予約と利用料金の減免条件は異なります。具体的な減免条件については、業務の基準P14(4)ウに記載しています。
33	業務の基準	18	Ⅲ-5-(3) イ	優先予約ができる日数が、各月の土日祝日の2分の1を超えない範囲とのことだが、基準として多いのではないか。	優先予約による利用は、横浜市の利用のほか指定管理者の行う自主事業にも適用されるため、各月土日祝日の2分の1を超えない範囲としています。
34	業務の基準	19	Ⅲ-5-(3) ウ	各種選挙の期日前投票所となる場合、既に利用者の予約がある場合にも優先されるのか。	既に利用者の予約がある場合にも優先されますので、その旨の表記を追加しました。
35	業務の基準	20	Ⅲ-6-(3)	天井脱落対策工事中の「電源・照明・水道・トイレ等の提供」とあるが、これは指定管理者の費用負担となるのか。	原則として工事業者の費用負担となることの表記を追加しました。
36	業務の基準	20	Ⅲ-6-(5)	文化事業についてどのような取り組みをしているか事例を示すべき。	緑区のHP上で各年度の事業報告書を掲載しているため、業務の基準P22に文化事業の参照先を追加しました。
37	業務の基準	21	Ⅳ-1-(4)	横浜市芸術文化プラットフォームにおける、コーディネーターの役割を明確にすべき。	コーディネーターは、学校とアーティストの間に入り、学校でのプログラム実施内容を調整する役割です。その旨の表記を追加しました。